

○厚生労働省令第七十四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）
第四十四条第二項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十一月二十七日

厚生労働大臣 加藤 勝信

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次の表のように改正する。）

改正後	改正前
<p>別表第三(第二百四条関係) 劇薬 有機薬品及びその製剤 一 三三六の四十四 (略) 三三六の四十五 一 「二」 「(二・六―ジクロロベンジル)オキシ」―二―(二・四―ジクロロフェニル)エチル」イミダゾール(別名イソコナゾール)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) (略) (2) 一個中一 「二」 「(二・六―ジクロロベンジル)オキシ」―二―(二・四―ジクロロフェニル)エチル」イミダゾールとして六〇〇mg以下を含有する臍^{ちっ}剤 三三六の四十六 三三六 (略)</p>	<p>別表第三(第二百四条関係) 劇薬 有機薬品及びその製剤 一 三三六の四十四 (略) 三三六の四十五 一 「二」 「(二・六―ジクロロベンジル)オキシ」―二―(二・四―ジクロロフェニル)エチル」イミダゾール(別名イソコナゾール)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) (略) (2) 一個中一 「二」 「(二・六―ジクロロベンジル)オキシ」―二―(二・四―ジクロロフェニル)エチル」イミダゾールとして三〇〇mg以下を含有する臍^{ちっ}剤 三三六の四十六 三三六 (略)</p>

附 則

この省令は、公布の日から施行する。